

# 宮城町村会だより

4-5

Apr.-May 2019  
Vol.490

発行日/令和元年5月15日 編集・発行/宮城県町村会  
〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3 (宮城県自治会館内) TEL 022-221-9201 E-mail: mchoson@poplar.ocn.ne.jp



町村会のうごき

寄稿

**グローバル化と町村 現状と将来〈上〉**

連載【まちづくりの法律相談⑨】

**働き方改革関連法について ①**

よくわかる地方自治 Q&A

**業者に町立保育所での給食調理業務を委託する契約は  
「製造の請負」に該当するか**

## 業務の根拠法令を 確認すること



森 陽祐  
美里町総務課

毎年、講師を務める庁内新規採用職員研修で繰り返しホワイトボードに書き込んできた言葉がある。

「業務の根拠法令を確認すること」  
これから自治体職員として駆け出す新規採用職員にとって、肝に銘じておいてほしい命題の一つである。公務員は、法令に則って業務を行うことが大前提であり、その業務が何の法律のどの規定に基づき行うものかを確認することが求められる。公務員の先輩として、法制担当として、そのことをしっかりと指導する責務があると感じている。

私は、平成22年に美里町に入庁した。総務課に配属され、以来、現在に至るまで文書法令担当として例規の審査及び立案、文書管理等を担当している。メインとなるのは、条例、規則等の審査であるが、最初の頃は難解な法令用語と「法制執務」と呼ばれる独特の技術に悪戦苦闘した。この条文に「」を打つかどうかで頭を悩ませ、「又は」と「若しくは」の違いを理解するため参考図書にか

じりつく日々だった。法制担当の経験豊富な上司からは「書き方がなっていない」とかみなりを落とされ、その都度何度も書き直した。しかし、当時の私は何がだめなのか分かっていなかった。

法制担当として経験を積むにつれ、重要なのは形式ではなく、内容であることが分かってきた。この条文のこの改正は何のためのものか、立案者の意図は何なのか、規定が実際に効力を発したとき過不足なく適用できるかといった内容面の審査は非常に難しい。困難な仕事だからこそ、納得いく条文が仕上がったとき感がある。私にかみなりを落としたり上司は、法令の重要性と仕事を完遂することの大切さを分からせたかったのかもしれない。

冒頭の言葉を新規採用職員に送ると同時に自分自身にも言い聞かせながら、日々の業務に励んでいきたいと思う。

Laville [ラ・ビル]

# 宮城町村会だより

Apr.-May 2019  
Vol.490

4-5



農水産物直売所  
「やまもと夢いちごの郷」  
(山元町)

## 【風の景色】

平成31年2月にオープンした農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」は、町の特産品（いちご、りんご、ホッキ貝）のほか、旬の野菜や海産物、山元ブランド認証品など、ここでしか買えない商品を多数取り揃えています。いちご狩り農園の紹介や観光案内も行っていますので、御家族や友人の方とぜひお越しください。

写真・文 提供 山元町商工観光交流課

## CONTENTS

2 HumanMessage ヒューマン・メッセージ  
美里町総務課 森 陽祐

4 町村会のおごき  
新規採用職員研修、町村長選挙、平成31年度の県町村会（事業計画概要）

6 【寄稿】  
**グローバル化と町村  
現状と将来〈上〉**  
宮城大学食産業学群（経営学系）教授 三石 誠司

8 【まちづくりの法律相談】第95回  
**働き方改革関連法について ①**  
弁護士 佐藤 裕一

10 【よくわかる地方自治 Q&A】  
**業者に町立保育所での  
給食調理業務を委託する契約は  
「製造の請負」に該当するか**  
宮城県総務部市町村課行政第一班

12 町村会からのお知らせ  
町村会日誌・共済事業アレコレ  
町村会の予定 6-7月・編集室

— 3班編成、2日間の日程で開催 —  
**21町村等から193名を迎え**



開講式 第2班



〔研修日程〕

	4月16日(火)	4月17日(水)
1班	4月16日(火)	4月17日(水)
2班	4月18日(木)	4月19日(金)
3班	4月23日(火)	4月24日(水)
10:00	オリエンテーション	
10:20	開講式	
10:30	『地方自治とは』	『接 遇』
12:00	昼 食	昼 食
13:00	『予算のしくみ』	
14:00	休 憩	休 憩
14:15	『文書の取扱い』	『仕事の進め方』
15:45	休 憩	休 憩
16:00	『宮城県町村会の事業等について』	閉講式
16:20		

県町村会は、4月16日から24日までの間、県自治会館を会場に平成31年度新規採用職員研修を開催しました。

研修は地域ごと3つの班に別れ、それぞれ2日間の日程で行われました。初日は、町村職員が講師となり地方自治や予算、文書事務を、2日目は、民間コンサルタントを講師に迎え接遇と仕事の進め方を受講しました。

県内の各町村・一部事務組合等からあわせて193名が受講しました

## 町 村 長 選 挙

任期満了に伴う大衡村長選挙（4月16日告示）が4月21日に投票票され、現職の萩原達雄氏が再選されました。



大衡村長  
はぎわら たつお  
萩原 達雄氏

### プロフィール

- 1948年7月生まれ。大衡村出身。
- 1995年4月 大衡村議会議員（1期）
- 1999年4月 大衡村議会議員（2期）
- 2003年4月 大衡村議会議員（3期）
- 2007年5月 大衡村議会議員（1期）
- 2011年9月 大衡村議会議員（2期）
- 2015年4月 大衡村村長（1期）

### インタビュー

大衡村は明治22年4月、当時の5カ村が合併して誕生し、今年に村制施行から130年を迎えます。その間、一貫して単独村制を貫いてきました。現在、県内では唯一の村です。昨今の企業集積などに伴い、子育て支援（出生から18歳までの子ども医療費の完全無料化など）の充実をはじめとする福祉施策の向上に努めます。

## 平成31年度の県町村会（事業計画概要）

### 「基本方針」

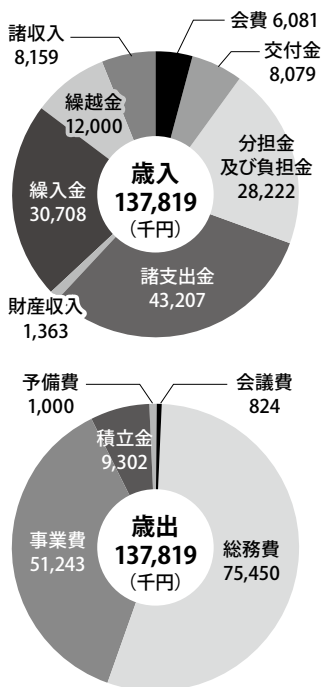
町村では、国際化、情報化、少子高齢化が急速に進行しつつあり、また、震災復興のステージが「発展期」に移行したことによる新たな施策展開が求められるなど、行政需要は量・質ともにもますます複雑化し、克服すべき課題を多く抱えている。

本会は、これらの課題解決に寄与するとともに、町村行政の円滑な運営と町村自治の発展を図るため、全国町村会及び各関係団体と連携しながら、政務活動、自治振興事業及び各種災害共済事業等を積極的に展開していく。

《会議》▼町村長会議▼正副会長会議及び監事会▼町村総務課長会議  
《政務調査活動》▼町村共通の行財政課題の解決に向け▼調査研究活動―政務委員会（総務建設・産業経済・厚生文教）及び政務委員会幹事会の設置▼要望活動①国会、政府関係省庁、宮城県等への要請②本県関係国会議員、県首脳部等との意見交換会等

《情報活動》▼ホームページの活用▼宮城町村会だよりの発行▼宮城県町村会紹介パンフレットの配布  
《研修事業》▼町村長研修▼副町村長研修▼人づくり政

### 平成31年度 歳入歳出予算



策研修▼移動研修（まちづくり研修）▼企画・財政政策合同研修▼農業農村政策研修▼税務担当課長等研修▼新規採用職員研修▼研修派遣事業▼町村職員研修受講助成事業  
《自治振興対策事業》▼市町村職員採用試験▼法令外負担金適正化措置▼自治功労者表彰▼非常勤職員公務災害補償事業▼町村行政法律相談▼町村総務課長代表者会議▼町イチ！村イチ！2019支援事業  
《災害共済事業》▼町村の財産保全と財政の安定、町村職員の福利厚生のため相互救済を目的に▼一財）全国自治協会建物災害共済▼（同）自動車損害共済▼全国町村等職員団体生命共済（弔慰金）▼全国町村会総合賠償補償保険▼全国町村会災害対策費用保険▼全国町村職員生活協同組合火災共済▼（同）自動車共済▼（同）特定疾病保険▼全国町村等職員任意共済（生命・医療・収入補償）保険▼全国町村等職員個人年金共済

《寄稿》

# グローバル化と 町村 現状と将来 〈上〉

東西冷戦時代の象徴ベルリンの壁の崩壊（1989年）とソ連崩壊（1991年）を現代史における重要な転換点とすれば、1990年代から現在に至る「平成」の30年間は、世界が大きく動いた時代である。人や立場により意味が異なるグローバル化という言葉は、良くも悪くも価値観が多様化したこの30年間で最も端的に象徴しているのかもしれない。

小論の目的は、当初は世界的な視野や活動を中心に語られてきたグローバル化を、地域の目線で見る際の枠組みを整理すること、今後、地域（むしろ町村あるいはローカル・コミュニティという表現の方が適切かもしれない）の将来を考える上で、どのような方向が生じる可能性があるかを検討することである。

1990年代以降、急速にグローバル化が進展したように感じることはある面では正しいが、正確ではない。そもそもわが国の歴史は周辺諸国を含めた海外との長年の相互関係の上に構築されている。1970年代以前に歴史教育を受けた人には「帰化人」、それ以降の人には「渡来人」という用語を思い出すまでもなく、はるか昔から人々の活動は人為的あるいは地理的な国境を越え、様々な相互作用を生み出していたはずである。これが一つのポイントである。

もう一つのポイントは、目の前、あるいは足元の変化と現実をしつかりと見据え、各々の町村の将来を考えることである。メディアが伝える内容と足元の現実の違いを当事者が明確に理解しない限り、将来の方向性は見えてこない。以下では、そのための簡単な手法を示す。最初に現状把握だが、これは「縦軸」と「横軸」の両方から考えてみると良い。

## 縦軸…地域の構成の再認識

社会には様々な人や集団、組織が存在する。その中にも、例えば、企業における経営者と従業員、という形での異なるグループが存在する。年齢や性別も様々である。これを各町村に当てはめれば、各々の特徴が明確に出る。伝統的な分類を使えば、農業中心の地域か、

製造業中心か、あるいはサービス業かということになるが、それ以外にも経営者と従業員あるいは農業者、自営業者、地域の女性（この中でも就業している女性、子育て中の女性などいくつにも分けることができる）、さらに正規・非正規、外国人就業者、あるいは所得水準などでもよい。要は、自分たちが対象としている地域の構成について再認識することだ。各町村には時系列の基礎データがあると思う。これを5年から10年単位で30年ほど振り返れば、自分たちの住む地域がどのように変化してきたかを、感覚ではなく数値として把握・共有することができる。これが現状把握の第1段階である。

## 横軸…影響を受ける複数の分野

横軸は、グローバル化がどのような面に影響を与えたかを多面的に考察するためのものである。伝統的には、政治、経済、社会、文化という4つの側面になる。ただし、近年の我々の生活は携帯電話やインターネットなどの「技術」に多くを依存している。また、町村には居住環境の維持そのものも大きな課題である。そのため、伝統的な4つの要素に加え、技術、環境、などの要素を加えておいた方が、より正確に把握できる。これ以外に地域独特の要素があればそれも

加える。例えば、外国人就業者が多い工場などが地域内に存在した場合、労働環境整備という問題だけでなく、彼らの子弟に対する教育という別の問題が生じる。これは義務教育課程においては教員・子供達ともに実に重要かつ不可避な問題を提起することになる。大人の多くは日本人のみの社会で日常生活を送っている、子供達は多国籍の同級生と日々を過ごすことになるからである。

### 縦軸と横軸の交差点で「人」はどう思うか

メディアや研究者は各々の立場でグローバル化の是非を論じるが、それらはいずれも部分的あるいは平均的な真実である。重要な点は、自分たちの地域ではグローバル化が「どこ」に「どのような」影響を与えたかを複層的に把握しておくことだ。言い換えれば、個人・組織・社会の「どこ」での変化が最も大きかったかを理解しておくことである。そのためには、地域を構成する重要な要素（縦軸）と影響を受けた複数の分野（横軸）の交差点において、人々がどのように感じたかを確認することが一番である。具体的作業としては交差点ごとに一定数の人数のアンケートやヒアリング調査などを行うことになる。

輸出工業製品の経営者はグローバル化が好ましいと思うかもしれないが、同じ会社の

従業員は違う考えかもしれないし、一般的に農業者がグローバル化に否定的かもしれないが、中にはチャンスととらえている人がいるかもしれない。

メディアに写りやすい特定の事例だけをこゝとさら強調するのではなく、少なくとも町村レベルでは現在、自分たちの地域がどのような状況かを再確認しておくことは、今後の方向性を考える上で非常に重要である。そして、現状を概ね把握した後に、将来の方向性を考えることに進む。

### 複数の可能性ある将来を考える

過去は一直線で振り返ることが可能だが、将来は複数の可能性がある。この当たり前の事は、意外に多くの組織では行われていない。多くの組織は年次計画のようなものを作るが、それは売上高や利益が将来いくらになるなどの単一の将来を目指している。

大学の教室で講じる戦略論では、現状を把握し、目標を定め、そこに最短距離で到達する方法を是としているが、現実の世の中では目標が複数存在し、どれもが正解になることが多い。町村に本当に必要な将来計画は、こうした複数（といっても10も20もの可能性を述べられても混乱する）の可能性ある将来を同時に検討することになりつつある。

具体的にはどうするか。ここではシナリオを用いて将来を考える方法を紹介しよう。

### 自分の町村の将来シナリオを考える

過去から現在に至る大きな変化を概観すると、その中で変化の鍵となる様々な要素あるいはキーワードが抽出できる。個別具体的なキーワードの評価は別として、まずは似たようなグループに分けていく作業を何度か繰り返し、3〜4くらいまでのグループに集約する。そして、集約したグループの中に含まれるキーワードを一言で表すことが可能な極めて抽象度の高い本当のキーワードにまでたどり着ければ全体が俯瞰できる。

ややこしい事を書いたが、やることは単純作業である。例えば、過去30年間は、「市場」あるいは「市場原理」という言葉は各所で重要な役割を担ってきたし、これに関連する言葉としては、「自由」や「規制」という言葉も上げられよう。こうした形で抽出したキーワードをもとにして、次に何をするか。これは次回に述べてみたい

### 〔執筆者〕 三石 誠司（みつし せいじ）

宮城大学食産業学群（経営学系）教授  
宮城大学大学院食産業学研究所副研究科長  
国際交流・留学生センター長

**相談者（Aさん）** 四月から町民相談室に赴任しましたが、働き方改革関連法の相談が難しいのです。弁護士の方に体系的な知識を教えて頂きたいと思ってきました。

**弁護士** 「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」が平成三〇年七月六日に公布されました。それに伴っていくつもの法律が改正されたのです。改正された主たる法律は、次のとおり八つにも及んでいます（法令名は略称）。①労働基準法、②じん肺法、③雇用対策法、④労働安全衛生法、⑤労働者派遣法、⑥労働時間設定改善法、⑦パート・有期雇用労働法、⑧労働契約法。

**Aさん** 働き方改革関連法といっても、今紹介されたように改正された点が非常に多種多様ですので、全体として判りにくいのだと思います。まずは概観を理解したいのです。

**弁護士** たしかに「働き方改革」といっても問題が多岐にわたり、具体的なイメージを持ちにくいかもしれません。そこで思い切った単純化して次の三つを働き方改革の大きな柱と位置づけて考えてみることにしましょう。

- ①長時間労働の是正―労働生産性の改善
- ②正規・非正規労働の不合理な格差の解消
- ③労働者にとって柔軟な働き方の実現

**Aさん** この改革が必要となった背景にはどのような事情や目的があったのですか。  
**弁護士** 三つの視点からお話しします。

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第95回

# 働き方改革 関連法について 1

一つ目は少子高齢化による日本の人口、とりわけ生産年齢人口（一五歳～六四歳人口）が継続して減少していることです。二〇一三年末に三二年ぶりに八〇〇〇万人を下回り、今後の予想では二〇五〇年に五〇〇〇万人にまで大幅に減少するという予測です。国民生活を支えるべき労働者数の減少は由々し

い事態です。しかもわが国の労働生産性は諸外国より低い水準になっていくという統計が紹介されています。それらの状況に対しては、少ない人員でも成果を出せるように業務を効率化したり、労働生産性を改善・向上させる対策が必要になります。また、生産年齢を超えた高齢者にも働く意欲と能力のある方には働く場を提供することが有意義です。そのためにも、上記の3つの柱を中心とした働き方の改革が急務になってきたわけです。

二つ目は長時間労働と過労死問題です。日本の戦後のめざましい復興の大きな原因の一つに企業や役所のために全てを犠牲にして労働する「企業戦士」がいて、社会もそれを美德と受けとめる風潮がありました。サービス残業が当たり前という職場も少なくなかったようです。しかしながら、時代の流れと共に、企業や役所としても労働法制におけるコンプライアンスを無視できなくなってきました。二〇一六年には大手広告代理店の新入社員が、入社した年の一二月に自殺し、それが過重労働が原因の労働災害であると認定されたことがマスコミによって大きく報道され、世論を動かしました。その結果、長時間労働については行政指導ではなく、法律の規制によって上限を律していくしかないという意識が社会に広がっていったのです。経団連と連合は二〇一七年三月一三日に時間外労働の上



限について、取り決め、それらを労働基準法に明記し、罰則付きで実効性を担保するという労使合意を取り交わしました。この労使合意が労働基準法における労働時間制度の見直しのベースになりました。

三つ目は上記の人手不足を想定して、有期雇用・パートタイマー・人材派遣といった非正規雇用の人材に目を向けて、より幅広い人材の活用を図るという方向です。これまでの非正規雇用は身分的に不安定であり、景気変動に応じて雇用調整の対象になるという立場でした。しかも現在は非正規雇用が全労働者の三七%をも占めるようになってきています。更に、従来の非正規雇用は家計を補助する立場のものが多かったのに、近時は生計を維持する立場のものが増えてきているのです。そして、このような非正規雇用の待遇面には正社員と比べて大きな格差が存在しています。正社員は年功的に賃金が上昇するのに対して、非正規雇用は多くが時給制であるため、同じ仕事をしている限り賃金は横ばいであり、長く勤めれば勤めるほど、正社員との給与格差が広がっていくことになります。こうした状況を受けて、従前、パート労働法や労働契約法において有期労働契約の無期転換制度の創設や有期雇用と無期雇用の不合理な格差を禁止する規定が定められたのです。それが、今回の働き方改革関連法に繋がったわ



けですが、この点については「同一労働同一賃金」というスローガンが展開されています。このスローガンが現実にとどのような意味を有しているのかについては、次回以降に説明したいと思います。

**Aさん** ようやく働き方改革関連法の目的や意義が解ってきたように思います。法律の具体的な中身については、次回以降にご説明頂くことにして、改革関連法で定まった事項をまとめて教えて頂けますか。

**弁護士** 労働時間法制については、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」実現のために次のような見直しが行われました。

- ① 残業時間の上限を規制
- ② 勤務間インターバル制度の導入
- ③ 五日間の有給休暇取得を企業に義務づけ
- ④ 月六〇時間を超える残業の割増率引上げ
- ⑤ 労働時間状況の客観的把握
- ⑥ フレックスタイム制の拡充
- ⑦ 高度プロフェッショナル制度の新設

また、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保については、同一企業における正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにする次のような措置が講じられることになりました。

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
  - ② 労働者に対する待遇に関する説明義務強化
  - ③ 行政による助言・指導や紛争解決手続整備
- Aさん** 概要がつかめてきたように思います。次回は各法律の具体的な中身について教えて下さい。

◎執筆者 **佐藤 裕一** (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

## 《業者に町立保育所での給食調理業務を委託する契約は「製造の請負」に該当するか》



質とする契約です。物品等の制作契約、清掃契約、プログラムの開発契約、ホームページ制作契約、エレベーターの保守契約等が典型例とされています。

一方、「委任（準委任）」は事務の処理が契約の本質となります。仕事や物の完成は契約の内容に含まれず、事務処理がされれば委任者の予期した結果が生じなくても契約上の義務は果たしたものとされます。コンサルティング契約、顧問契約、理容契約等が典型とされています。

本件業務委託契約については、材料である食材を町で準備していること、保育所の設備を利用して調理をしていること等の実態を考慮すると、B社が自前で給食を完成させてそれを町に引き渡しているというよりも、保育所での給食提供にあたりB社が調理という役務の提供を行っているといえらるることから、「委任（準委任）」の性質が強い契約といえます。そのため、

「製造の請負」には該当しない可能性が高いと考えられます。

一方、同じ給食調理業務の委託でも、B社が自前で食材を調達し、自前の施設で調理を行い、完成した給食を町に納品（搬入）する契約であれば、B社が自前で給食を完成させて町に引き渡しているといえらるることから、「請負」の性質が強い契約といえ、「製造の請負」に該当する可能性があります。

### 4. 議会の議決について

「製造の請負」に該当するか否かは、その契約の実態を踏まえて個別具体的に判断する必要があり、「製造の請負」に該当すると判断され、かつ条例で定める一定額以上の契約であれば、契約締結に当たり議会の議決を得なければなりません。

（宮城県総務部市町村課行政第一班）

**Q** A町では、B社に町立保育所の給食調理業務を委託（以下「本件業務委託」という。）することにしました。この契約により、B社の調理師が、町立保育所の設備を使用して町が準備した食材で給食を調理することになります。

本件業務委託が地方自治法施行令（以下「令」という。）第121条の2に規定する別表第3にいう「製造の請負」に該当するか教えて下さい。

**A** ● 1. 問題の所在  
地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項第5号によれば、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結するには議会の議決が必要となります。そして、政令で定める契約の種類は、令の別表第3で一定額以上の「工事又は製造の請負」に関する契約とされています。

本件業務委託は給食の調理を内容としていますが、これが「製造の請負」に該当するかが問題となります。

## 2. 製造の請負とは

「製造の請負」については、法やその他の法律に明確な定義規定が存在しません。

行政実例では、①条例集の印刷・正本の委託

業務、②航空写真をもとに地図を作成して納入する委託業務、③測量を行いこれに基づいて道路台帳図・道路台帳を作成・納入する委託業務を「製造の請負」に該当するとしたものの、また④工事の設計・測量のみの委託業務を「製造の請負」に該当しないとしたものがあります。

その業務委託が「製造の請負」に該当するかどうかは、行政実例を参考にしながら、個別具体的に検討し判断することになります。

## 3. 本件業務委託契約が「製造の請負」に該当するか

一口に給食調理業務の委託契約と言っても、その契約の実態によって「請負」としての性質が強いものもあれば、単なる「委任（準委任）」としての性質が強いものもあると考えられます。

「請負」とは仕事や物の完成と引き渡しを本



# 町村会からのお知らせ



## 町村会日誌

### 2月

- ▼1日 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合議会（県自治会館）
- ▼6日 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会（県自治会館）
- ▼8日 臨時正副会長会議（県自治会館）
- ▼8日 自治功労者表彰式

### 3月

- ▼1日 宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会（県自治会館）
- ▼25日 宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会（県自治会館）
- ▼26日 全国町村会政務調査会（全国町村会館）村上会長出席
- ▼8日 町村長会議（県自治会館）
- ▼13日（～14日）全国町村会事務総長・被災復興状況視察（南三陸町、女川町）
- ▼25日 宮城県市町村非常勤職員公務災害補償等認定委員会（県自治会館）

## 共済事業



# 生協自動車共済 ご加入の皆様へ

## ～車両共済（保険）のご案内～

町村生協の自動車共済は、対物・対人の賠償共済で、ご加入いただいている車の補償はありませんが、自動車共済に加入されている方は、上乘せとして車両共済に追加して加入することができます。

車両共済とは、契約している車が交通事故などで損害を負ったときに保険金が支払われる一般自動車保険の車両保険のことで、次の場合に補償を受けることができます。

- 1 他の自動車との衝突
- 2 盗難
- 3 火災・台風等（地震・噴火・津波を除く。  
※一時金特約あり）
- 4 単独事故
- 5 あて逃げ

なお、掛金（保険料）は、ご加入の車両、契約条件によって異なります。掛金をお知りになりたい場合は、取扱代理店からファックスで見積書、資料を取り寄せての確認となりますので、下記代理店までお問い合わせください。

(株)千里

電話（フリーダイヤル）0120-731-087

受付時間／月曜から金曜

9:30～17:00(祝日、年末年始を除く)

## 町村会の予定6-7月

- 6月5日(水) 消防実務研修
- 6月12日(水) 町村会監事会
- 6月24日(月) 正副会長会議、町村長会議
- 6月27日(木) 自動車事故処理研修会
- 7月5日(金) 消防組合監査
- 7月10日(水) 人づくり政策研修
- 7月11日(木) 県選出国議員に対する要望事項説明会
- 7月12日(金) 政府要望実行運動
- 7月18日(木) 消防組合議会
- 7月28日(日) 市町村職員採用統一試験

## 編集室



若葉が萌えいで新緑の季節になりました。今号の町村会のごきは、新規採用職員研修を中心にレポートしました。また、本会の事業計画の概要を紹介しました。本年度もよろしくお願ひいたします。